

関西労働者安全センター

関西労働者安全センター

2007. 4.10 発行〈通巻第368号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 北海道・クロム鉱山で中皮腫労災認定 2
- アスベスト問題は終わっていない！
3.25-26一周年行動報告 4
- アスベスト報道ダイジェスト2007年3月 8
- 意外に役立つ!? 行政通達
問題を見つけたら情報を集めよう 9
- 韓国からのニュース 16
- 新たな外国人管理政策
外国人雇用状況報告制度に反対する 17

北海道・クロム鉱山で 中皮腫労災認定

北海道のクロム鉱山（現在は閉山）で働いた経験があり、中皮腫で死亡した女性について、原因は「クロムの原料として採取していた蛇紋岩の中に含まれていたアスベストに曝露した」ものとして、苫小牧労基署が業務上疾病として認め遺族に労災補償を支給する決定を行った。

故永石知子さんは、1958年から1961年頃まで北海道むかわ町穂別福山（当時、穂別村福山）のクロム鉱山である八幡鉱山で、鉱石やズリの運搬などに従事した。北海道の中央部は蛇紋岩帯が縦断していて、ここに白石綿を産出する石綿鉱山が多くあった。この蛇紋岩帯にはクロム鉱山もあり、いわばこの地方はクロム鉱山、石綿鉱山、蛇紋岩採石場の混在地域で、クロム鉱山で採取される蛇紋岩の中に白石綿がごく普

通に混入しているのである。廃鉱山には白石綿を含む鉱石がころがっている。

永石さんは、2004年7月に苫小牧市内の病院に入院し、11月に中皮腫で死亡した。永石さんの次女、堀雅子さんは「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北海道支部」に相談、支部では中皮腫・じん肺・アスベストセンターのサポートを受けながら、世話人の一宮美恵子さんや大島寿美子北星学園大助教授を中心に、数度にわたって鉱山跡を調査し、鉱山跡あとに石綿が含まれていることをつきとめ、元労働者の聞き取りを行った。

昨年6月に労災請求、支部から労基署に対して現地調査報告や元労働者聞き取り、鉱物専門家の意見書を提出し、早期認定を求めた。労基署も独自に現地調査を行い採



八幡鉱山のクロム鉱ズリ捨て場

取した石から白石綿を検出したということである。

永石さんの事例はクロム鉱山関係者でははじめてでたいへん意義深い。

道内の蛇紋岩帯をはじめ、日本各地にはかつて小規模ながら石綿鉱山があったし（岩手、福島、埼玉、島根、長崎、熊本など）、石綿を混在させている蛇紋岩帯があるので、同様な石綿被害が存在しているのではないかとみられる。今回の認定は、被害への警鐘といえる。



八幡鉱山社宅跡付近



図解 あなたのまわりの

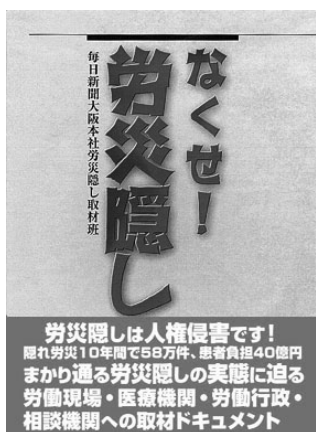
アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター〔編〕

1260 円（税込み） 朝日新聞社

怖がっているだけではもういけない！

アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。自宅・学校・会社で…気になるあなたに必携の一冊です。



なくせ！ 労災隠し

まかり通る労災隠しという人権侵害の真相に迫る。

著 毎日新聞大阪本社 労災隠し取材班

発行 アットワークス

(<http://atworx.co.jp/works/pub/rosai.html>)

定価 1575 円

定価 1575 円を 1450 円（税、送料込み）でお売りできます。申し込みは氏名・団体名／お届け先住所／電話番号／ご注文冊数／メールアドレスを明記の上、関西労働者安全センター koshc2000@yahoo.co.jp、または F A X 06-6942-0278へ

<http://www.geocities.jp/koshc2000/rosaikakushibook.html>

アスベスト問題は終わっていない！

3. 25-26 一周年行動報告



デモ行進に参加した全国の仲間

石綿健康被害救済法施行1周年の2007年3月27日に向けて「アスベスト問題は終わっていない！隙間無く公正な救済・補償を実現しよう！」と呼びかけた行動（シンポジウム・集会・デモ）が行なわれた。

3月25日のシンポジウムでは韓国からイ・サンユン政策局長が来賓で参加した。更に、クボタショックにより日本各地で環境被害の声が挙がったことを実証するように、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、奈良県王寺町・斑鳩町、大阪府河内長野市、大阪府泉南市とそれぞれの地域での環境被害者が一堂に会した。各地からの報告を聞いていて、クボタショックが巻き起こした「アスベスト公害の問題提起」の輪は確実に広がっていることを実感した。最後に、尼崎から参加して会場の中にいた武澤一子さんが、次男が「無念」という言葉を遺して48歳の若さで

亡くなった辛い体験を語ると会場は涙に包まれた。

翌26日は朝から厚生労働省前でのピラ撒きと記者会見、横浜のエアランドエー、新橋のニチアス本社前でのピラ撒き、と二手に分かれての抗議行動を行なった。

そして午後からは900名参加の「労働者・市民集会」の後に永田町から日比谷公園までのデモ行進。新法制定当初から言われていた「隙間無く救済」は穴だらけの救済法であり、その欠陥部分がより鮮明に浮き彫りになったこの一年だった。この一年間で被害者は確実に増えており、全国各地での被害状況も当初の予測をはるかに上回る未曾有の公害となった。今更ながら、クボタショックが起こした問題の重要性を感じている。今後も各地での被害を掘り起こして「アスベスト公害」を訴えて行きたい。

最後になったが、クボタ被害者として最初に声を挙げた故前田恵子さんが亡くなってこの3月27日で一年を迎えた。前田さんが記者会見で言った「これは公害です」という言葉が今も私の脳裏に鮮明に残っている。前田さんのご冥福を祈り、改めてこの言葉の重みを噛み締めている。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 副会長 古川和子)



ニチアス本社申し入れ行動 3/26

遺族として参加された「家族の会」の上杉さんの感想

3月25 - 26日の 労働者市民集会に参加して

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 関西支部 上杉文子

大阪を出る時降っていた雨は東京に着くと止んでいた。東京の方が暖かい気がする。関西支部の人達と25日の会場に着いた。全国から集まった患者と家族の会のメンバーや関係者で満席である。去年の集会に参加していなかった私は、その多さにびっくりする。

夫の病名を初めて聞いた時の医者の言葉が今も耳から離れない。アスベストによる中皮腫という病名。「めったにない、めったにない」と何回も繰り返しながら告げられたのであった。めったにないどころの話ではない。この人達は全員アスベストの関係者なのだ。

26日は厚生労働省前でのビラ配りからの行動。大阪でのビラ配りもなかなか難儀

ではあったが、東京でも同じ様なものである。市民集会も終わり、デモ行進はなんとなんと900人とのこと。またびっくり、である。先頭のマイクの声に復唱しながら、拳をかざして歩く。テレビ等で見ていたデモ行進。さめた心で「何となくうさん臭い団体だな」と眺めていたのは遠い昔のことではなかったか。その私が今この行進の中で大きな声を張り上げ幟を片手に参加しているのである。

医者がお題目のごとく繰り返した「めったにない大変な事」が我が家にも降りかかってきた。人生ここまで生きてきて大抵の事には動じない自信があったが、その枠を大きく越えた出来事であった。マスコミの話題もアスベストから遠ざかっているが、

被害者は毎年増えるであろうと予測されている。毎年行なわれるであろうこの市民集会が盛大になるのはいかなるものであろうか。

工務店をやっていた夫は、大工として修行を積み、口では表現できないくらい苦労

を重ねながら独立した。仕事のトラブルも沢山あった。でも、責任は必ずとった。アスベストの責任は誰がとってくれるのであろうか。いつのまにか人々の意識の中からアスベスト問題が消えないように、また政府にも問いかけていきたいと思う。

アスベスト問題は終わっていない！ 隙間なく公正な補償・救済を求めるアピール

一昨年夏のクボタ・ショック以来、連日マスコミを賑わせていたアスベスト問題も、最近では取り上げられる機会が激減しています。しかし現実には、アスベスト被害が拡大し続けています。工場等の周辺住民の健康や命をも奪う「アスベスト公害」が、尼崎だけでなく、全国各地に広がっていることも明らかになってきています。にもかかわらず、国や自治体、企業によるそれらの実態及び原因の解明、積年の追及等はほとんどなされていないに等しい状況です。

小泉内閣のもとで関係閣僚会合による「アスベスト問題に係る総合対策」が策定されているが、その達成状況や積み残し課題等の総括も行なわれないまま内閣が変わり、阿部内閣ではいまだに一度も関係閣僚会合が開催されていません。クボタ・ショック前の縦割り行政時代に逆戻りしてしまっている状況です。複数の省庁で異なる補償・救済制度が実施されている状況の中で、「隙間ない補償・救済」がどの程度実現できているかを検証する仕組みすら存在していないのです。

被害者・家族に重い責任を負わせ、闘病中に手続きを行なわなければ一切の救済が受けられず、また、石綿肺を救済対象から外している石綿健康被害救済法は、日々新たな「隙間」を生み出しているとさえ言えます。

さらに、同じアスベストによる被害者でありながら、新法による救済内容・水準は労災補償と比べてあまりにも低すぎ、加害企業の責任を追及して労災補償や新法救済の上積み補償をさせる取り組みも進められる中で、その「不公正」さは一層際立ってきています。

私たちは、昨日の石綿健康被害救済新法一周年を検証するシンポジウムと本日の集会を通じて、困難な中でアスベスト問題に取り組む被害者、家族、住民曝露者、労働者、市民等による新たなイニシアティブが育ちつつあることを確認し、一層、連帯していく決意をしました。

アスベスト問題は終わっていないどころか、被害の本格化はまさにこれからなのであって、決して小手先の対策でもって「幕引き」をさせてはなりません。私たちは、救済新法は5年を待たずに「見直し」というよりも「作り直し」が必要であり、補償・救済以外の健康対策や将来の被害の拡大を奉仕するための抜本的・総合的対策の確立のためには「アスベスト対策基本法」の制定が不可欠であると考えています。同時に、地球規模でのアスベスト被害の根絶に向けて、国際協力を一層すすめていくことがきわめて重要です。石綿健康被害救済新法一周年に当たって、私たちは、あらためて次の事項の実現を強く求めます。

- ・石綿被害救済新法及び労災補償制度などの不備を早急に見直し、全てのアスベスト被害者とその家族に「隙間なく公正な補償・救済」を実現すること。
- ・アスベストの把握・管理・除去・廃棄等を通じた一貫した抜本的・総合対策を確立するために、「アスベスト対策基本法」を制定すること。
- ・ノンアスベスト社会の実現をめざして、行政・被害者・労働者・市民の参加による体制を確立すること。

アスベスト問題は終わっていない！隙間なく公正な補償・救済を実現させよう！

3. 26 労働者・市民集会参加者一同



編集／『明日をください』出版委員会
発行／アットワークス
Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>)
B5版108ページ 定価1575円（送料別）

クボタ・ショックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント
『明日をください』
アスベスト公害と患者・家族の記録
今井 明 写真・文

アスベスト報道ダイジェスト 2007年3月

3/2 札幌市内の札幌口イタルホテルで設備係をしていた男性が悪性中皮腫で死亡したのは職場の対策が不十分だったのが原因として、遺族がホテル運営会社に損害賠償を求めた訴訟の判決が札幌地裁であった。判決は「中皮腫は85年ごろまでの就労で吸引した石綿が原因」と因果関係を認定、しかし「当時、国がなんら対策を講じていない中、一企業が安全配慮義務違反までは認められない」として請求を棄却した。原告は控訴する方針。

アスベストによる健康被害で、川崎重工業と川崎造船は亡くなった元社員らに支払う弔慰金について、年齢による支給格差をなくし一律2100万円とする方針を決めた。労働組合の同意が得られれば、4月1日から運用する。

3/3 千葉県水道局は同局市原支所の耐震化工事に伴う煙突の解体作業で、アスベスト約130グラムが飛散したと発表。周辺大気濃度測定では、大気汚染防止法が定める限度値を下回っているが、同局は周辺約3000世帯に説明と謝罪をするほか、電話健康相談や専門医の派遣を行う方針。

3/5 アスベストが原因とみられる肺がんの元造船技術者の男性に対し、新潟労働基準監督署が認定しなかった労災を、新潟労働局が認めた。石綿疾病に詳しい医師の再検査で、石綿小体が肺から見つかり、判断が覆った。

3/7 ニチアス羽島工場の周辺住民に石綿が原因とされる病変が広がっている問題で、89年に中皮腫で死亡した女性住民に対して、独立行政法人環境再生保全機構が石綿新法による救済を認めたことが分かった。同市で同法による救済が認定されたのは2人目。女性の自宅は工場から約250M。

3/15 セラミック製品の製造に基準を超える石綿入りのタルクを使ったなどとして、大阪、鹿児島両労働局は、京セラ、岩谷産業、松村産業の法人3社と、京セラの事業部長ら3社の計4人を労働安全衛生法違反容疑で書類送検した。

3/16 兵庫県尼崎市の建物を購入した不動産管理会社ライフが「事前説明のない部分にアスベストがあった」と、不動産会社3社を相手に、石綿除去費用など計約560万円の損害賠償を求める訴えを神戸地裁尼崎支部に起こす。

横浜市鶴見区の「朝日石綿」旧横浜工場周辺でアスベスト病変が多発している問題で、住民12人が、エーアンドエーマテリアルに「誠意ある対応を」申し入れた。近く住民被害者の会を結成し、会社側に謝罪と補償を求めていく。

3/17 産業医科大環境疫学研究室の高橋謙教授らは、工場などでのアスベスト年間使用量が人口1人当たり換算して1キロ増えると、石綿がんの中皮腫の死者が男性で2.4倍になるとの研究結果を英医学誌ランセットに発表した。世界32カ国の疾病や石綿輸出入などの統計データを駆使して割り出した。

3/20 尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺のアスベスト被害で、工場近くに長年居住し、昨年5月に死

亡した女性が、死後の解剖で中皮腫と判明したが、石綿被害救済新法の対象外となっている。新法が施行後の死亡は生前に救済給付の申請がなければ救済金を支給しない、と規定しているため。

3/21 在日米海軍司令部は、アスベスト被害で労災認定された米海軍横須賀基地の男性従業員を公傷扱いにすると発表した。在日米軍基地の現職従業員がアスベスト被害と業務との因果関係を認められたのは初めて。

3/22 中部電力の火力発電所に勤務し退職後の06年9月に悪性中皮腫で死亡した男性の遺族が、同社に慰謝料計6000万円の損害賠償を求める訴訟を名古屋地裁へ起こした。男性は58年～99年まで、ほとんどを火力発電所に勤務。ボイラーなどの設備点検・修理で保温材や断熱材をはがしたり、解体作業に従事したりし、大量のアスベストを吸い込んだ。

3/24 昨年3月に施行されたアスベスト健康被害救済新法で、被害者や家族による救済給付金の申請件数は全国で計3790件。都道府県別は兵庫が517件と最多で、全国の13.6%。認定件数も全国2308件(3/12現在)のうち、兵庫が317件最多。申請件数では、兵庫以下、大阪467件、東京344件、神奈川243件。疾病別にみた申請件数に占める認定件数の割合では、中皮腫が73.6%に対し、肺がんは25%と極めて低かった。

3/25 石綿健康被害救済法に基づく救済認定を求めている岡山県倉敷市の男性の遺族に、岡山労働基準監督署が出した不支給の決定を、岡山労災審査官が取り消した。岡山労災審査官への審査請求で、ひょうご労働安全衛生センターが元同僚から証言を得るなど調査し、元同僚2人が石綿肺で労災認定され、5人が胸膜肥厚斑になっていることが判明し、証拠として提出。岡山労基署は、同じ会社の認定例なども把握していなかった。審査官は、カルテや職場の状況などから「石綿の高濃度暴露による石綿肺が死因」との専門医の判断も得て、「不支給の処分は失当」と逆転救済を決定。

3/27 旧国鉄の男性職員が「悪性胸膜中皮腫になったのは職場でアスベスト対策が取られていなかったため」として、国鉄の権利義務を引き継いだ鉄道建設・運輸施設整備支援機構とJR貨物に約3480万円の損害賠償を求める訴えを横浜地裁に起こした。元職員は1963年に国鉄に入り、約38年間貨車の編成をする操車係を務めた。貨車は石綿を含む部品が使われ、粉じんが飛散していたが、国鉄とJR貨物はマスクの着用などを指示しなかった。04年5月に悪性胸膜中皮腫と診断され、10月に右肺を摘出。06年3月に労災認定された。

3/31 生前に石綿健康被害救済法による救済申請をし、後に認定を受けた患者582人(中皮腫457人、肺がん125人)の中、143人が死後に認定されていたことが分かった。4人に1人が生前の救済ができなかったことになる。

意外に役立つ!? 行政通達

問題を見つけたら情報を集めよう

日ごろ、職場の安全衛生対策を点検するときに判断に困ったら何を参考にするだろうか。問題となった作業や機械、道具について、とりあえず詳しくそうな人や、経験がありそうな人に訊ねてみるというのが一般的だろう。それでも解決しなければ、何か参考となる図書を紐解くか、そのまま解決せずに先送りということだろうか。

解決せずに先送りなどというのは、リスクアセスメントを取り入れた安全衛生活動ならありえないことのはずだが、実際の職場では普通のことであったりする。いけないことだが、いちいち図書を紐解くというのは毎日あくせく仕事をしている兼任担当者にとっては手間ひまがかかりすぎということかも知れない。

そういうときに意外に手っ取り早いのは、厚生労働省の通達である。通達なんていう行政文書は、分厚い本をいつ果てるともなく調べて結局分からなかった、などという経験をした人なら一番縁遠いものと思いがちである。しかし今はインターネットという便利な道具がある。

中央労働災害防止協会の「安全衛生情報センター」というホームページなら「法令・通達」の項目でキーワード検索ができ、必要な行政通達は簡単に目にすることができる。

いまや“指針”“ガイドライン”の花盛り

ちなみに「指針」という言葉をキーワードに検索してみると、306件ヒットする。そう、「指針」や「ガイドライン」などと題する行政通達文書はやたらと多くなっている。

一般的に通達といえば、法律の条文はどのような意味かについて解説したものというイメージが強いが、労働安全衛生法関係の通達には、法律で規定していないかできない部分について、どのように対処するかを判断する情報としての意味を持つものも多い。

「〇〇は△△しなければならない。」と法律に規定されているものは最低限守らなければならない、刑事罰をもって強制されるが、そこまでではないが、理由があってそのことを守るべきというようなことは、たいていの場合、行政通達に書かれているのである。またその文書には理由も明確に書かれていることが多い。

安全衛生対策検討の基礎情報

職場でヒヤリハット事例を検討して、どのように対処すべきだろうかと議論するとき、最低限の情報として、この行政通達等は活用する必要がある。安全衛生の専任担当者がいる事業所なら情報提供をするべきであろうし、事業場規模が小さく兼任者で

あったとしても、簡単に情報を収集する手段があるのだからこれは活用しない手はないのである。

たとえば「荷役、運搬機械の安全対策について」（昭50.4.10 基発第218号）というちょっと古い通達がある（後掲）。製造業の職場ならどこにでもある、コンベアやフォークリフトについて、法令で規定されている以外の安全対策について列挙されている。このうち「第1共通事項」の「3安全作業の確保」に列挙されている九つの措置を読むだけでもわが職場に足りないところをチェックしたり、日常の作業の進め方について討議することができるだろう。

これまでに災害が発生し、問題となった作業等について、その時点で災害防止に有効と判断された対策が行政通達にはたくさん含まれており、あらゆる職場でこれを参考にすることが安全衛生対策の強化に役立つものと思われる。もちろん十分な内容ではなかったり、時間が経過しすぎて現状には当てはまらない点も多く見受けられるものもあるが、安全衛生対策の点検資料としては、基礎の情報として確保しておきたいものである。

自主対応と法規準拠の狭間で 現場の取り組み

昨年4月1日に施行された改正労働安全衛生法は、自主的な安全衛生活動の促進が法律で根拠付けられた大改正だった。ただその前提として現行の労働安全衛生法による規制は、細部にわたったものになってお

り、それらすべてを有効としたうえに、自主的安全衛生活動の促進を乗せたものとなっている。

たとえば諸外国で実施されている、その事業場の安全衛生確保システムが一定の要件を満たしているとき、一部の法規制が免除されるというような制度は日本ではまだほど遠い。（わずかにOSHMSを実施している場合に一部の検査が免除されるというあまり申請が少ない制度が新設されただけである。）

その意味で今は、法規準拠型と自主対応型が混在し、新しい労働安全衛生法制の確立という観点でみると過渡期といえる。

こういう状況にあって、まずは安全衛生対策の点検に、基礎情報として行政通達文書を活用し、職場の取り組みを活性化させ、労働安全衛生マネジメントシステムの導入に進めていくというのはどうだろう。

問題点を見つけることができれば、議論するための情報を集める、このことから取り組みを進めたいものだ。

荷役、運搬機械の安全対策について
昭50.4.10 基発第218号

最近における労働災害は、全体として減少の傾向をたどっているが、その中においてコンベア、フォークリフト、ショベルローダ、移動式クレーン、ダンプトラックその他の荷役運搬機械（以下「荷役・運搬機械」という）によるものは、依然として減少をみていない状況にある。このような現状にかんがみ、これら荷役・運搬機械を使用する作業における安全確保について

は、この際総合的な対策を推進する必要がある。

については、荷役・運搬機械を構内で使用する事業場に対する監督指導にあたっては、法令に定めるもののほか、当面下記の事項に留意のうえ、これらの機械による労働災害の防止に万全を期せられたい。

記

第1 共通事項

1 作業指揮系統の確立

荷役・運搬機械を使用する作業は、従事労働者が他の作業の労働者と混在した状態で行われるものが多く、その混在作業による災害発生の危険性が高い。このため、荷役・運搬機械による各種の作業を統括的に管理する作業責任者を指名し、作業相互間の連絡調整その他必要な指揮を行わせるとともに、荷役・運搬機械を使用する作業の系統ごとに、作業指揮者を定め、その者に作業の安全を確保させること。

2 荷役・運搬機械の点検整備

荷役・運搬機械については、次に掲げるところにより、自主点検を励行させ、異常状態の早期発見と、後記第2の個別事項の構造要件の整備に努めさせること。

- (1) 後記第2の個別事項の点検事項について自主点検基準を定め、これにより作業開始前及び定期に点検を行わせること。
この場合、点検は、十分な能力を有する者を指名し、その者に行わせること。
- (2) 自主点検の結果、異常を認めた場合は、直ちに、補修又は一時使用中止等の必要な措置を講じさせること。
- (3) 定期自主点検についての結果及び補修措置の状況については、これを記録させ、3年間程度保存させること。

3 安全作業の確保

荷役・運搬機械を使用する作業における災害は、作業実施計画の不備、作業方法の不良、運転者の未熟等によることが少なくないことにかんがみ、次の措置を講じさせ、安全作業を確保させること。

(1) 作業実施計画及び作業標準の作成と周知徹底

イ 荷役・運搬機械の設置又は使用をする場所の広さ、地形、地盤等の状態、運行経路、構内制限速度、制限荷重等のほか、作業者の配置、他の機械設備の設置、使用状態等と関連する安全上の留意事項等を配慮した作業実施計画を作成させ、これを作業指揮者及び関係労働者に周知させること。

ロ 荷役・運搬機械を使用する作業ごとに作業標準を作成させ、その内容を関係労働者に周知徹底させること。

(2) 過負荷の禁止及び主たる用途以外の使用制限

イ 荷役・運搬機械の構造上等から定められている能力を超えて荷をかけて、当該機械を使用させないこと。

ロ 荷役・運搬機械ごとに定められている主たる用途以外の用途に使用させないこと。ただし、作業指揮者の直接指揮のもとで使用され、かつ、関係労働者の安全が確保される場合は、この限りでない。

(3) 構内制限速度の遵守

自走式の荷役・運搬機械を使用する作業を行うときは、構内制限速度を定め、これを遵守させること。

(4) 転回、転落の防止

自走式の荷役・運搬機械を使用する作業を行うときは、機体の転倒又は労働者若しくは荷の転落による危険を防止するため、作業場所及び運行経路について、路肩の崩壊、地盤の不同沈下及び軟弱化

の防止、必要な幅員の保持、誘導者の配慮等の措置を講じさせること。

(5) 乗車席以外への乗車禁止

自走式の荷役・運搬機械を使用する作業を行うときは、走行中及び作業中に乗車席以外の場所に労働者を乗車させないこと。

ただし、転落を防止するための措置を講じた場合は、この限りではないこと。

(6) 荷崩れの防止等

自走式の荷役・運搬機械に荷を積載する場合には、荷崩れの防止の措置を講じさせるとともに、運転の妨げとならないように積載させること。

(7) 危険箇所への立入禁止

走行中若しくは作業中の荷役・運搬機械又はそれらの荷に接触することにより危険が生ずるおそれがある箇所に労働者を立ち入らせないこと。ただし、誘導者を配置し、その者に荷役・運搬機械を誘導させるときは、この限りでないこと。

(8) 逸走の防止

自走式の荷役・運搬機械の運転者が、運転位置を離れる場合は、その原動機を止め、始動用のキーを抜き、かつ、ブレーキをかける等逸走を防止するための措置を講じさせること。この場合、ショベルローダ等にあつては、作業装置を地上におろさせること。

(9) 保護具の着用

関係労働者に、保護帽、安全靴等の保護具を着用させること。

第2 個別事項

1 コンベヤ

(1) 構造要件

イ 傾斜コンベヤ又は垂直コンベヤには、停電、電圧降下等により荷若しくは搬器が逸走し、又は逆送することを防止

するための安全装置を設けさせること。

ロ 連続した一団のコンベヤには、連続したロープ式非常停止スイッチを設けさせ、又は要所ごとに非常停止スイッチを設けさせること。

ハ 運転の開始及び停止を関係労働者に予告できる警報装置を設けさせること。

ニ 作業場又は通路上に設けてあるコンベヤには、荷の落下による危険を防止するため、覆い、囲い等の設備を設けさせること。

ホ コンベヤの上方を横断する通路には、高さ90cm以上の手すりや中さんを有する踏切橋を設けさせること。

(2) 点検事項

イ 作業開始前に、次の事項について点検を行わせること。

(イ) 起動・停止装置の機能

(ロ) プーリー、ギヤ、ベルト等動力伝導装置の機能

(ハ) 接触又は接近による危険を防止するための覆い又は囲いの異常の有無

ロ 1月を超えない期間ごとに1回、定期的に、次の事項について点検を行わせること。

(イ) 傾斜コンベヤ又は垂直コンベヤの安全装置の異常の有無

(ロ) 非常停止スイッチの異常の有無

(ハ) イに掲げるものの異常の有無

2 フォークリフト

(1) 構造要件

運転者が座って運転する方式のフォークリフトの運転席には、手すりその他墜落による労働者の危険を防止するための設備を設けさせること。

(2) 作業方法

イ コンテナ等の大型の荷を運搬する場

合等で、運転者の視野が妨げられるときは、後進運転をさせること。この場合、誘導者の配置等の措置を講じさせること。

ロ 傾斜面の下り走行をする場合は、エンジンブレーキを利用する等により、制限速度を超えないようにして運転させること。

ハ 走行中、急旋回をさせないこと。

ニ 荷を積載して走行するときは、必ずマストを後傾させること。

ホ 荷を積載して、こう配が急な傾斜面を走行するときは、登り走行は前進で、下り走行は後進で行なわせること。

3 前輪駆動方式のショベルローダその他これに類する機械

(1) 構造要件

イ 前照燈及び後退燈を備えさせること。
ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所において使用するものについては、この限りでないこと。

ロ 方向指示器を備えさせること。

ハ 後写鏡を備えさせること。

ニ 速度計を備えさせること。ただし、最高速度 10km/h のものについて、この限りでないこと。

ホ 荷の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのあるものには、フォークリフトのヘッドガードに準じた堅固なヘッドガードを備えさせること。

ヘ ブーム、アーム等で、運転者席の側方を上下し、又はリーチするものは、運転者がこれらのブーム、アーム等にはさまれることを防止するため、運転者席をキャブ型にし、運転者席の周りを金網で囲う等の措置を講じさせること。

ト 運転者席は、リフトレバーが身体に接触するおそれのある側から昇降できない構造とさせること。

ただし、リフトレバーが中立の位置にインターロックされ、ブーム、アーム等が不意に降下しない構造のものについては、この限りでないこと。

(2) 点検事項

イ 作業開始前に、次の事項について点検を行わせること。

(イ) 制動装置及びクラッチの機能

(ロ) 作業装置及び油圧装置の機能

(ハ) 車輪の異常の有無

(二) 前照燈、後照燈、方向指示器及び後写鏡の機能

ロ 1 月を超えない期間ごとに 1 回、定期的に、次の事項について点検を行わせること。

(イ) 制動装置、クラッチ、かじ取装置及び作業装置の異常の有無

(ロ) 作業装置及び油圧装置（安全弁を含む。）の異常の有無

(ハ) ヘッドガードの異常の有無

(3) 作業方法

イ ブーム、アーム等を上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、ブーム、アーム等が不意に降下することがないように安全支柱、安全ブロック等を使用させること。

ロ バケット、フォーク等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせないこと。

(4) その他

荷役機械の運転は、フォークリフト運転技能講習修了者等荷役機械の運転に必要な技能を有する者に行わせること。

4 移動式クレーン

(1) 構造要件

イ かじ取装置及び走行装置は、安全な

走行を確保できるものとさせること。

ロ 走行を制動し、及び停止の状態を保持するため、有効な制動装置を備えさせること。

ハ 運転者席は、振動等により運転者が安易に転落しない構造のものとさせること。

ニ 運転者席は、運転に必要な視野があり、かつ、その前面に使用するガラスは、透明でひずみがない安全ガラスとさせること。

ホ 前照燈を備えさせること。ただし、作業を安全に行うため、必要な照度が保持されている場所において使用する移動式クレーンについては、この限りでないこと。

ヘ 方向支持器を備えさせること。

ト 警報装置を備えさせること。

チ 尾灯、制動燈及び後退燈を備えさせること。

リ 後写鏡及び当該移動式クレーンの直前にある障害物を確認できる鏡を備えさせること。

ヌ 速度計を備えさせること。

(2) 点検事項

イ 作業開始前に、次の事項について点検を行わせること。

(イ) かじ取装置の機能

(ロ) 制動装置の機能

(ハ) 走行装置の機能

(ニ) 方向支持器の機能

(ホ) 警報装置の機能

(ヘ) 前照燈、尾灯、制動燈及び後退燈の機能

ロ 1月を超えない期間ごとに1回、定期的にイの(イ)～(ヘ)に掲げるものの異常の有無について点検を行わせること。

(3) 作業方法

イ 傾斜地又は軟弱な地盤の場所では、十分な広さ及び強度を有する敷板を用いて水平な状態にして、移動式クレーンを使用させること。この場合、アウトリガを備えているものにあつては、アウトリガを確実にセットして使用させること。

ロ 2台の移動式クレーンを使用して共づくりをすることは、禁止させること。ただし、止むを得ずこれを行う必要がある場合で、作業指揮者の直接指揮のもとに行わせるときは、この限りでない。

ハ 横引き、斜めづくりはさせないこと。

ニ 旋回は、低速で行わせること。

ホ 強風のときは、作業を中止すること。

ヘ 荷をつって走行することは、原則として禁止させること。

ト ジブを伸ばした状態での走行は、旋回装置等を確実にロックした後、低速で行わせること。

チ 荷役作業中又は駐車中は、必ず駐車用ブレーキをかけさせること。

リ 走行中は、急激にハンドルをきる等乱暴な運転をさせないこと。

5 ダンプトラック及び普通トラック

(1) 構造要件

イ かじ取装置及び走行装置は、安全な走行を確保できるものとさせること。

ロ 走行を制限し、及び停止の状態を保持するため、有効な制動装置を備えさせること。

ハ 乗者席は、動揺、衝撃等により乗車している者が容易に転落しない構造のものとさせること。

ニ 運転者席は、運転に必要な視野があり、かつ、前面に使用するガラスは透明でひずみのない安全ガラスとさせること。

- ホ タイヤは、亀裂、コード層の露出等著しい損傷のないものとさせること。
- ヘ 最大積載荷重を表示させること。
- ト 方向支持器を備えさせること。
- チ 警報装置を備えさせること。
- リ 前照燈及び尾燈を備えさせること。
- ヌ 後写鏡及び当該トラックの直前にある障害物を確認できる鏡を備えさせること。
- ル 速度計を備えさせること。

(2)点検事項

- イ 作業開始前に、次の事項について点検を行わせること。
- (イ)かじ取装置の機能
- (ロ)制動装置の機能
- (ハ)タイヤの異常の有無
- (ニ)方向支持器の機能
- (ホ)警報装置の機能
- (ヘ)前照燈及び尾燈の機能
- ロ 1月を超えない期間ごとに1回、定期的にイの(イ)～(ヘ)に掲げるものの異常の有無について点検を行わせること。

(3)その他

- イ 普通トラックで大型のものとびら又は側板の開閉を行うにあたって腰痛、打撲等の災害が発生している事例にかんがみ、作業標準を整備し、これに基づいて当該作業を行わせること。
- ロ 運転は、構内を運行する場合であっても、道路交通法に基づく免許を有する者に行わせること。

6 プラットホームトラック等

(1)構造要件

- イ 走行を制動し、及び停止の状態を保持させるため有効な制動装置を備えさせること。
- ロ 警報装置を備えさせること。
- ハ 他の車両を連結し、けん引する方式

のものは、確実な機能を有する連結装置を備えさせること。

- ニ 前照燈及び後照燈を備えさせること。
- ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所において使用するプラットホームトラック等については、この限りでないこと。

(2)点検事項

- イ 作業開始前に、次の事項について点検を行わせること。
- (イ)かじ取装置の機能
- (ロ)制動装置の機能
- (ハ)車輪の異常の有無
- (ニ)連結装置の機能
- (ホ)警報装置の機能
- (ヘ)前照燈及び後照燈の機能
- ロ 1月を超えない期間ごとに1回、定期的に次の事項について点検を行わせること。
- (イ)かじ取装置の異常の有無
- (ロ)制動装置及びクラッチの異常の有無
- (ハ)連結装置の異常の有無

第3 その他の留意事項

- 1 リース業者から荷役・運搬機械の貸与を受けた場合で、その操作をリース業者の労働者に行わせるときは、移動式クレーン以外のものであっても、労働安全衛生規則第667条に準じた措置を講ずるよう指導すること。
- 2 構造要件に係る改善指導にあたっては、でき得る限り速やかに措置させることが望ましいが、作業の実態等に応じて必要のある場合は、計画をたて段階的に改善させること。
- 3 災害の発生状況、監督指導の結果等に基づき、必要に応じ、業種別、地域別等に荷役・運搬機械の安全対策について集団指導を行うこと。

韓国からのニュース

■隠された労災、統計値より2～3倍高く
／延世大医大のウォン教授チームが労災隠
しで初の統計

延世大医大予防医学教室のウォン・ジョンウク教授チームは、京仁地域のある特殊健康診断機関で、3年間に健康診断を受けた労働者6万2千人を対象に、健康保険に請求された業務上疾患のうち産業災害保険として報告されなかった規模を推定した結果、実際の産業災害率が公式統計値より2～3倍ほど高いと推定されたと3月4日明らかにした。

この研究結果は日本で発刊される産業災害分野の国際学術誌 (Journal of Occupational Health) の最近号に掲載された。論文によると、研究チームは調査対象労働者を事務職と生産職に分けて、健康診断記録と健康保険請求内容を比較する方法で、業務上疾患率と医療費用をそれぞれ計算した。

その結果、呼吸器や消化器などの疾患率は、事務職と生産職で大きな差は見られなかった。しかし代表的な産業災害疾患である損傷と中毒、筋骨格系疾患だけみた場合、生産職が事務職に比べて、年間労働者100人当り3.47件多く医療費用が発生していると分析された。

この数値は産災保険の業務上疾患認定基準によって、4日以上健康保険を請求した事例だけを基準として調査したと、研究チームは説明した。

これを韓国の公式統計によって計算すると、災害度数率(100万労働時間当りの災害発生頻度)は12.57～18.10、災害率は

3.62～5.44の範囲と推定された。これは韓国でこの間発表された公式統計より2～3倍高い災害率である、というのが研究チームの説明。

この災害度数率は、日本の1.7倍、災害の程度を現わす強度率は16.3倍も高いと分析され、1万人当たりの死亡率では、米国(0.43)より韓国(2.6)が6倍も高かった、と研究チームは付け加えた。

すなわち、米国や日本に比べて労災発生率は相対的に低いのに死亡率が高いのは、韓国の実際の労災発生率が隠蔽されているためだ、というのが研究チームの分析。

研究チームはこのように労災が隠蔽されている理由として、△事業主が産災保険料の節約のために健康保険による治療を薦めるケース、△事業主の労災認定拒否による労働者の産災保険請求放棄、△事業主との合意、△労働者が労災なのか業務上の病気なのか認識できないケース、などを挙げた。

ウォン教授は「我が国で労災の隠蔽が多いということは既知の事実だが、実際産災保険に報告されない労災の規模については調べられたことがない」。「京仁地域の労働者を対象にしたが、全国的に見ても実際の労災率は、現在の公式統計より2～3倍高いものと推定される」と話した。2007年03月05日

(翻訳・中村猛)

新たな外国人管理政策 外国人雇用状況報告制度に反対する

雇用対策法が一部改正されようとしている。政府は「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案」を策定、もちろんその目的は就業の促進を図ることにあり、そのための国の実施施策を明記する法案ということなのであるが、その中に外国人雇用対策として「外国人の適正な雇用管理」があげられている。外国人労働者に関してのみ、「適正な」「雇用管理」という言葉が使用されているが、その中身についてみると、要するに新たな「外国人雇用状況報告制度」を創設し、外国人の詳しい個人情報を事業主に報告させ、その情報を厚生労働省のみにとどめず、入国管理局を管轄する法務省はじめ各省庁で共有しようという、外国人雇用対策の名を借りた新たな外国人管理データベース創設である。これについて外国人支援団体はじめ、弁護士団体も、制度の内容に問題があるとして、反対を表明、政府を批判している。

新報告制度の概要

現行の制度にも「外国人雇用状況報告制度」があり、毎年6月に従業員50人以上の事業場と49人以下の事業場についてはその一部の事業主に対して、直接・間接雇用する外国人労働者の人数と在留資格などについて報告を求めているが、その目的につい

ては、あくまで「外国人労働者の失業の予防や再就職の促進、雇用管理の改善の推進」であり、「不法就労の把握、不法就労者及び事業主の摘発を目的とするものではない」と説明されてきた。また、これまでこの制度が元で、資格外就労の外国人が摘発を受けたという事例は聞いていない。

しかし、新たな「外国人雇用状況報告制度」ではそれが一変した。

新制度では、氏名、在留資格、在留期間等その他厚生労働省令で定める事項を特別永住者を除くすべての外国人について、雇入れ、離職時に届けるとなっており、完全に個人を特定できる情報を届けるもので、しかも報告は事業主の義務であり、怠れば罰金刑を科す。さらに、厚生労働大臣は、法務大臣から求めがあった場合届出の情報を提供するとしている。

これは明らかに、雇用を通しての新たな外国人管理制度であり、また集めた情報を法務省など他省庁と共有するための新たな外国人管理データベースの創設と言えるだろう。

この新制度の弊害ははかり知れない。

事業主に外国人管理行政の一端を担わせる 制度の弊害

そもそも雇用する労働者の中で外国人に

関してのみ報告を義務付けるという異なった扱いを課すること自体がおかしく、人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約）に抵触する可能性がある。

また、報告義務が事業主に雇用するすべての外国人労働者の在留資格、在留期間の把握を義務付け、怠れば罰則があるというのは、「不法就労」の取り締まり対策であり、もしくは、事業主が「不法」な外国人を雇用しないための締め付け対策である。そして、「不法就労」、つまり資格外就労や「不法就労助長罪」は入国管理法に定められたものであり、取り締まるのは入国管理局の仕事である。そう考えると、取締りの一端を雇用する事業主に負わせるのは明らかにおかしい。

また、現在、在留資格を持たなかったり、オーバースティであったりしても、日本で家族を形成し、生活基盤を日本に持つ外国人も数多く存在しており、雇用の可能性を閉ざすことによって、それら家族をますます困難な状況に追い込むことは間違いない。日本には、そのような外国人を合法化する制度がなく、唯一、在留資格を取得できる可能性のある在留特別許可制度も、日本人と

の家族関係がない場合、要件が相当厳しく、合法化を目指して入管に出頭することの出来る外国人はごく限られている。

この改正案は26日衆議院本会議を通過した。

以上簡単な解説であるが、より詳しくは以下をご覧ください。

・厚生労働省HP：雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/02/h0213-1.html>

・日本弁護士連合会HP：外国人の在留管理を強化する新しい外国人雇用状況報告制度に対する意見書

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070215.html>

・移住労働者と連帯する全国ネットワークのHP：外国人雇用状況届出の義務化に反対する一雇用対策法改定案に係る意見書

http://www.jca.apc.org/migrant-net/Japanese/whatsnew/070323koyotaisaku_iken sho_j.html

（19ページよりの続き）

務時間を裏付ける唯一の証拠だった超過勤務の報告書は「過少申告により、実態を反映していない」と信用性を否定。上司などの証言から「業務の負荷は極めて大きかった」と指摘した。

トンネル工事でじん肺になった愛媛、岡山、広島各県の元作業員22人が、国家賠償を求めた訴訟の判決で、松山地裁は16人について220万円ずつ、計3520万円の支払いを国に命じた。一連の訴訟は全国11地裁に提訴。判決の出た東京、熊本、仙台、徳島の各地裁に続き国の責任を認め、国は5連敗。

セイコーエプソン広島事業所に勤務してい

た夫が2001年10月、くも膜下出血で死亡したのは、度重なる海外出張による過労が原因として、妻が松本労働基準監督署に労働災害補償不支給決定を取り消すよう求めた訴訟の判決で、長野地裁請求を棄却した。原告側は控訴する方針。

3/31 愛知県東海市の新日本製鉄名古屋製鉄所のコークス工場で、ガスの配管を取り換える作業中突然、炎が出て下請け会社作業員6人がやけどを負った。1人が全身やけどで重体、5人は軽傷。

鹿児島県・徳之島付近で、救急患者を乗せるために向かった陸上自衛隊第101飛行隊の大型輸送用ヘリコプターCH47が、墜落し、大破、炎上。乗員4人全員死亡。

3月の新聞記事から

3/1 東京都江東区の食料品保管倉庫で、運送会社のアルバイト従業員が荷物運搬用のエレベーターの床と梁の間に下半身を挟まれ、死亡した。

仕事上のミスで自分を責めた末に自殺した福岡県柳川市の電気工事会社の会社員の妻が請求した労災認定の再審査で、労働保険審査会が請求を棄却した福岡中央労働基準監督署の判断を覆し労災と認めた。

3/3 名古屋市中区のスリーダブリューエムの作業場で、フォークリフトでコンテナに搬入中のシャシーが社員の頭に当たり死亡した。

3/12 千葉県市川市の路上で、「焼肉赤門本八幡店」の店員が、男に背中を刃物で刺され店の売上金約110万円入りのバッグを奪われ、重傷。

年間4000時間近い長時間労働をさせられたとして、建設コンサルタント会社元社員が、会社側に感謝料などを求める裁判を起こす。長時間労働そのものが違法だと主張して会社に感謝料を求める裁判は珍しい。

大津労働基準監督署は昨年1月カネカ滋賀工場内で安全対策が不十分で社員を有機溶剤中毒の疑いで死亡させたとして、業務請負「ワイズ関西」と同社の統括部長を、労働安全衛生法違反の疑いで大津地検に書類送検。

3/13 福井県敦賀市の国道161号で、大型トレーラーがカーブで横転、対向のトラックが衝突。積み荷の角材が路上に散乱、乗用車1台が角材に埋もれて大破。トレーラー運転手は死亡、トラックの運転手と乗用車の男女の計3人が重傷。

3/14 関西エックス線（広島市）が2月28日に山口県の製油所で配管点検中、放射性物質を入れた検査装置の操作を誤り被曝した作業員について、実際より低い被曝量で文科省に報告していた。文科省は同社に厳重注意した。

東京都の「立正佼成会付属佼成病院」の小児科医が自殺したのは、過密勤務などでうつ病になったためで、労災にあたるとして、妻が新宿労働基準監督署を相手取り、遺族補償給付の不支給処分の取り消しを求めた訴訟の判決が東京地裁であり、裁判長は労災と認定し、処分の取り消しを命じた。28日厚労省は控訴を断念。

神戸市中央区の法律事務所を訪れた離婚訴訟中の男が、事務員女性2人を金づちで殴り、重軽傷を負わせ逃走、その後、男は兵庫県警生田署に殺人未遂の疑いで逮捕された。

3/15 北陸電力は、同社の志賀原発1号機で99年、停止中の原子炉が臨界状態になる事故が起きたにもかかわらず、国に報告せず隠ぺいしていたと発表した。経済産業省原子力安全・保安院は臨界事故と位置づけ、同社の永原功社長に1号機の停止と安全の総点検を指示。その後、全国の他の電力会社でも事故隠蔽が発覚。

3/19 昨年12月7日未明に岐阜グランドホテルで起きた火災で、気化したトルエンに引火する恐れがあるにもかかわらず、携帯用ガストーチを使用させ、引火の危険防止措置を怠ったとして岐阜労働基準監督署は、フィルメイクの経営者を労働安全衛生法違反の疑いで岐阜地検に書類送検。

雲南市大東町の東山鉱山でモリブデン（水鉛）鉱石採掘に従事し、じん肺を患ったとして、元建設作業員ら7人が妙中鉱業（千葉県茂原市）

を相手取り、計1億9800万円の損害賠償を求める訴えを松江地裁に起こした。

ロシア・シベリア西部ケメロボ州ノボクズナツクの炭鉱で爆発事故がおき、死者数は107人に上った。

3/20 新潟県上越市の信越化学工業直江津工場で、敷地内にあるメチルセルロース製造工場の4階付近が爆発、炎上。同製造工場1棟を全焼、作業員の男性17人がやけどなどを負った。うち3人が重体、4人が重傷。爆発は粉末状の化学製品をかき混ぜるミキサーの周辺で、警察は「粉じん爆発」が起きた可能性が高いとみて調査。

3/21 滋賀県長浜市の湖北地域消防本部長浜消防署の駐車場で、消防士がバックするはしご車を誘導中にはしご車と車庫の柱に挟まれ、足や骨盤を折るなどして出血多量で約4時間後に死亡した。

3/22 静岡県西部の小学校養護教諭がうつ病で自殺したのは仕事の原因として母親が地方公務員災害補償基金支部に公務災害の認定を求めた訴訟の判決が静岡地裁であり、裁判長は仕事が過重とする主張を退け、請求を棄却。原告側は控訴する。

3/25 中部電力は碧南火力発電所で定期点検作業中の23日に、検査会社の従業員3人が配管撮影で放射線被曝していたと発表。健康被害はない。

3/26 大阪市西区の解体中のビル3階で、作業員の男性2人が鉄板の下敷きになり、1人は死亡、もう1人も重傷。

3/28 国発注のトンネル工事でじん肺になった徳島県や香川県などの患者26人が国家賠償を求めた訴訟の判決で、徳島地裁は原告全員について計5720万円の支払いを国に命じた。

東京地裁は社内で開かれた同僚との飲み会に出席して帰宅途中で駅の階段で転落、死亡した会社員を労災に当たるとして、中央労働基準監督署の遺族給付など不支給処分の決定取り消しを命じた。裁判長は会合が業務だったと判断。

3/29 大牟田市の三井三池鉱の閉山から30日で丸10年。「じん肺・アスベスト肺自主検診実行委員会」は同日元炭鉱マンらの集団検診を行う。

東京都大田区内で昨年11月、5人死傷の玉突き事故を起こしたトラック運転手に、休みを取らせないまま運転を命じていたとして、警視庁交通捜査課は道交法違反（過労運転下命）の疑いで、静岡県焼津市の運送会社「丸橋運送」の元配車係を逮捕した。同課は法人としての丸橋運送も同容疑で書類送検する方針。

99年にうつ病にかかり自殺した東京都内の小児科医の遺族が病院を経営する立正佼成会に賠償を求めた訴訟で、東京地裁は請求を棄却した。

3/30 京都市下京区で民家を解体中の「上村組」の作業員が、土壁の下敷きになり、死亡した。

長野県警松本署の男性警部補が自殺したのは過重な公務が原因として、遺族が公務災害認定を求めた請求で、地方公務員災害補償基金長野支部審査会は、公務外とした同基金長野支部の処分を取り消し、公務災害と認める裁決をした。

大阪府立病院に勤務していた麻酔科医が急性心不全で死亡したのは過労が原因として、母親が府に損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は約1億円の支払いを命じた。公務災害認定は棄却され、現在府に不服申し立て中。裁判長は、勤